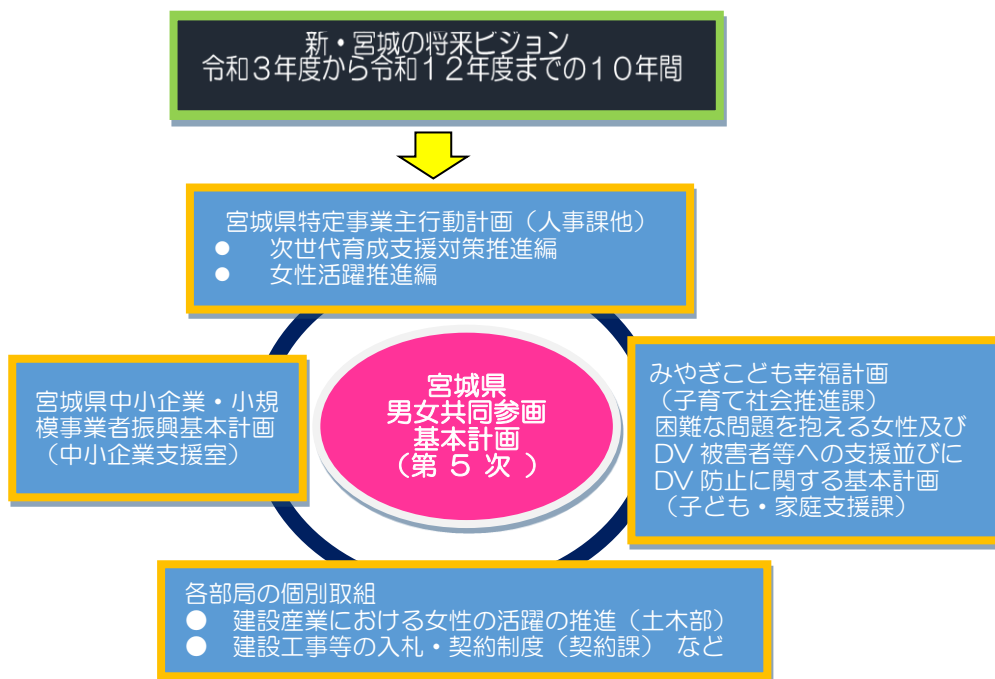


第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 性別に関わらず全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って誰もがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる男女共同参画社会の促進を目的に策定するもの。
- 第4次計画の計画期間が令和7年度で終了することから、第5次計画を策定。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく県の推進計画にも位置付ける。



2 計画の期間

- 令和8年度から令和12年度までの5年間

3 計画に基づく取組

- 県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策に取り組む。

第2章 県の現状

1 少子・高齢化と人口減少の加速

- 合計特殊出生率は、本県は全国46位（令和6年人口動態統計）という低い水準であり、仙台圏域を除く圏域で特に高齢化が進行している。
- 10代後半は大学進学等で転入超過であるが、20代前半は就職等で転出超過となり、生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比率は引き続き低下傾向。
- 県の人口は、平成15年をピークに減少傾向。

2 家族形態・ライフスタイルの多様化

- 一般世帯数は増加しているが、一世帯当たりの平均人員は減少している。
- 「夫婦と子供」の世帯割合は低下する一方で、「単独世帯」「夫婦のみ」「ひとり親と子供」の世帯割合は上昇、特に「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」数は、増加している。
- 晩婚化の傾向は継続しており、未婚率は男女とも引き続き上昇傾向である。

3 就業形態の変化と経済格差の拡大

- 女性の労働力人口は増加傾向であるが、半数近くが非正規雇用となっており、男女の賃金格差は依然として大きい。

4 企業における女性の登用

- 役員や管理職への女性登用は、伸びてはいるものの、まだ少なく、女性が持てる力を発揮するための環境整備を促進する必要がある。

5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化

- DV・ストーカー事案認知（相談等）件数は高い水準で推移している。

6 東日本大震災からの復興と再生

- 震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画と、平常時から災害発生に備える男女共同参画の視点が必要である。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

●計画の体系

【分野】	【テーマ】	【施策の方向】
1 社会全体	アンコンシャス・バイアスの解消に向けて	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) <u>男女共同参画に関する普及啓発の充実</u> (3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進 (4) <u>あらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実</u> (5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援 (6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実 (7) 相談体制の整備・強化
2 様々な働く場	女性が生き生きと活躍するために	(1) <u>職場における女性の参画の促進</u> (2) <u>農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進</u> (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び多様で柔軟な働き方の推進 (4) <u>リスキリングの促進及びキャリアリスタートの支援</u>
3 家庭	家事・育児・介護における男性活躍の促進	(1) 共に築く家庭生活への支援 (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 (3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶 (4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援
4 学校教育	共生と自立を目指して	(1) 男女共同参画に関する理解の促進 (2) キャリア教育の推進と人材育成 (3) 健康のための教育の推進
5 地域	多様な主体が互いに支え合う社会	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援 (2) 地域活動における男女共同参画の促進 (3) 高齢者、障害者、单身者等の自立支援 (4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
6 防災・復興	頻発する大規模災害に備える多様な視点	(1) 防災分野における意思決定の場への女性の参画の促進 (2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発

※下線部は今回見直した主な変更点

・「農林水産業・商工自営業」を「様々な働く場」の分野に統合し、7つの分野を6つに整理するなど再編。

＜男女共同参画の指標＞

項 目	現況値（令和6年度又は令和7年4月1日現在）	目標・予測指標（令和12年度）	備 考
県の審議会等委員における女性の割合	38.6%	45%	県組織
市町村の審議会等委員における女性の割合	30.4%	35%	市町村組織
県の管理職に占める女性の割合（知事部局の本庁課長級以上の職員）【第5期宮城県特定事業主行動計画における目標数値】	10.4%	15%	県組織
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	100%	100%	市町村組織
男性の育児休業取得率（宮城県職員）【第5期宮城県特定事業主行動計画における目標数値】	98.7%	<u>100%</u>	県組織
<u>男性の育児休業取得者のうち4週間以上の取得率（宮城県職員）【第5期宮城県特定事業主行動計画における目標数値】</u>	67.5%	<u>85%</u>	県組織
女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	50社	<u>70社</u>	
農業委員に占める女性の割合	21.4%	30%	
家族経営協定締結数【第3次みやぎ食と農の県民条例基本計画における推進指標】	838経営体	<u>900経営体</u>	
保育所等利用待機児童数【みやぎこども幸福計画における指標・目標】	18人 （うち仙台市0人）	待機児童を解消し、 0人を維持	
男女共同参画に関する計画を策定している市町村の割合（総合計画等の一部として策定されたものを含む）	94.3% （単独計画の割合77.1%）	100% （単独計画の割合100%）	市町村組織
NPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数（県及び市町村）	13回 （累計45回）	5年間で <u>50回</u>	県及び市町村組織
宮城県防災会議の委員に占める女性の割合	27.1%	30%	県組織
女性防災リーダー養成者数	186人 （累計1,729人）	<u>累計2,950人</u>	

第4章 推進体制

- 県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、国、市町村、事業所、関係団体等との緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進する。
- 知事を本部長とする宮城県男女共同参画施策推進本部において、基本計画の進行管理を行い、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する報告書を作成・公表して、男女共同参画に関する施策の着実な推進を図る。